

## 「内装仕上技能者」レベル判定申請の受付について

2020年4月よりレベル判定システムにより運用されておりましたレベル判定申請ですが、建設キャリアアップシステム（以下、CCUSという）とレベル判定システムの一体化（ワンストップ化）を図り、申請者の業務負担軽減と効率化を実現する為、国土交通省は2021年6月15日付でレベル判定システムの一時停止を致しました。

これによりレベル判定申請の受付が一時的に中止となっておりますが、システム再稼働までの暫定措置として能力評価実施団体（日装連）によるレベル判定申請の受付をすることとなりました。

内装仕上技能者のレベル判定（レベル2以上）を希望される場合は、以下の【提出書類一覧】の①②へ必要事項を記載し、③～⑦の証明書類等を添付の上、日装連事務局へメールまたは郵送にて送付お願い致します。

レベル判定が終わり次第、能力評価結果通知書を郵送にてお送り致します。

なお、レベル判定に必要な保有資格等がCCUSに未登録の場合や「簡易型登録」で登録を行っている場合はレベル判定の受付はできませんのでご注意ください。

### 【提出書類一覧】

①	能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書（様式1）
②	経歴証明書（様式2または3）（※一人親方の方は様式3）
③	CCUS技能者情報閲覧画面の写し ※CCUSへログイン後、「310_閲覧」→「10_技能者情報」を選択し、プリントアウトして下さい。保有資格の詳細も必ず添付お願いします。
④	CCUSカード登録証の写し（※カラーコピー）
⑤	個人情報利用に関する同意書
⑥	能力評価手数料の振込明細書の写し
⑦	申請担当者の氏名及び連絡先が分かるもの（※書式は問いません）

### 【能力評価手数料について】

手数料： 組合員 ￥4,000（カード発行手数料込み）  
組合員外 ￥4,500（ ” ” ）

振込先： みずほ銀行 神谷町支店  
（普通預金） 3033486  
（口座名義） 建設技能者能力評価制度推進協議会

**【重要】** 振込依頼人名の前に必ず【24】と記載の上、お振込み下さい。  
振込手数料は貴社にてご負担下さい。

【提出先】 申請はメールまたは郵送にてお願い致します。

日本室内装飾事業協同組合連合会 担当：事務局 大和田  
〒105-0013

東京都港区浜松町2-6-2 浜松町262ビル2F

(TEL) 03-3431-2775 (FAX) 03-3431-4667

(E-mail) [jida@nissouren.jp](mailto:jida@nissouren.jp)

※メール件名は「CCUSレベル判定申請」と明記お願い致します。

※ご不明点等ございましたらお問合せ下さい。

【参 考】

【内装仕上技能者能力評価基準】

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4 (ゴールド)	2150日(10年) 以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録内装仕上工事基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●1級建築施工管理技士</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、レベル3の基準 に示す保有資格</li> </ul>	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3 (シルバー)	1075日(5年) 以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級技能士(内装仕上げ施工職種 または表装職種)</li> <li>●青年優秀施工土地・建設産業局長 顕彰</li> <li>●2級建築施工管理技士</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長又は班長としての就業日数の合計が645日(3年)以上であること。
レベル2 (ブルー)	645日(3年) 以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級技能士(内装仕上げ施工職種 または表装職種)</li> <li>●足場の組立等作業従事者特別教育</li> <li>●自由研削といしの取替え等の業務 特別教育</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●丸のこ等取扱作業安全教育</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>	/
レベル1 (ホワイト)	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2からレベル4までの判定を受けていない技能者		

※ ・●印の保有資格については、レベル毎にそれぞれ1つの保有で可

・1級建築施工管理技士及び1級技能士資格を保有している場合、下位の2級を保有しているものとして取り扱う